

# 「中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会」勉強会

日 時：平成 30 年 11 月 15 日（木）

11 時 50 分～12 時 40 分

場 所：衆議院第一議員会館

地下 1 階 大会議室

## 次 第

- 1 開 会
- 2 中核市市長会会長挨拶
- 3 「中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会」世話役会長挨拶
- 4 「中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会」世話役紹介
- 5 出席議員紹介
- 6 中核市市長会の活動状況について
- 7 「中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会」活動状況について
- 8 提言等について
  - (1) 幼児教育・保育の無償化に関する提言
  - (2) 「地方への人材還流」に向けた取組に関する提言
  - (3) スポーツを核としたまちづくりに向けた提言
  - (4) 平成 31 年度税制改正に関する要請
  - (5) 大規模地震及び豪雨災害に関する緊急要請
  - (6) 公立学校施設整備（空調設備）の財政支援の拡充に関する緊急要請
- 9 意見交換
- 10 閉 会

「中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会」勉強会  
(平成30年11月15日開催)

世話役、中核市市長会 出席者一覧

【世話役】

(会長)	自由民主党	衆議院議員	衛藤 征士郎 (えとう せいしろう)	様
(幹事)	自由民主党	衆議院議員	加藤 勝信 (かとう かつのぶ)	様
(幹事)	自由民主党	参議院議員	金子 原二郎 (かねこ げんじろう)	様
(幹事)	公明党	衆議院議員	古屋 範子 (ふるや のりこ)	様
(幹事)	公明党	参議院議員	西田 実仁 (にしだ まこと)	様
(幹事)	国民民主党	衆議院議員	岸本 周平 (きしもと しゅうへい)	様
(幹事)	国民民主党	参議院議員	増子 輝彦 (ましこ てるひこ)	様
(幹事)	立憲民主党	衆議院議員	逢坂 誠二 (おおさか せいじ)	様
(副幹事)	自由民主党	参議院議員	古賀 友一郎 (こが ゆういちろう)	様
(副幹事)	公明党	参議院議員	谷合 正明 (たにあい まさあき)	様

【中核市市長会】

(会長)	倉敷市長	伊東 香織 (いとう かおり)
(副会長・国会議員の会担当)		
	高槻市長	濱田 剛史 (はまだ たけし)
(副会長)	宮崎市長	戸敷 正 (とじき ただし)
(副会長)	柏市長	秋山 浩保 (あきやま ひろやす)
(副会長)	高知市長	岡崎 誠也 (おかざき せいや)
(顧問)	奈良市長	仲川 げん (なかがわ げん)
	岐阜市長	柴橋 正直 (しばはし まさなお)
	八尾市長	田中 誠太 (たなか せいた)
	鳥取市長	深澤 義彦 (ふかざわ よしひこ)
	佐世保市長	朝長 則男 (ともなが のりお)
	郡山市副市長	吉崎 賢介 (よしざき けんすけ)
	いわき市副市長	渡辺 仁 (わたなべ ひとし)
	尼崎市副市長	森山 敏夫 (もりやま としお)
	明石市副市長	森本 哲雄 (もりもと てつお)
	久留米市副市長	中島 年隆 (なかしま としたか)

# 「中核市とともに地方分権を推進する 国会議員の会」勉強会

## 資 料

日 時 平成30年11月15日（木）

11：50～12：40

会 場 衆議院第一議員会館

地下1階 大会議室



## <目 次>

- 1 中核市市長会の活動状況について…………… P 2 【資料1】
  
- 2 「中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会」  
活動状況について …………… P 4 【資料2】
  
- 3 提言等について
  - (1) 幼児教育・保育の無償化に関する提言 …………… P 6 【資料3】
    - ・ 幼稚園、保育所、認定こども園以外の  
無償化措置等に関する緊急提言…………… P 7 【資料3-2】
    - ・ 幼児教育・保育の無償化に関する提言 参考資料 …… P 8 【資料3-3】
  - (2) 「地方への人材還流」に向けた取組に関する提言…………… P 16 【資料4】
  - (3) スポーツを核としたまちづくりに向けた提言 …………… P 19 【資料5】
  - (4) 平成31年度税制改正に関する要請 …………… P 20 【資料6】
  - (5) 大規模地震及び豪雨災害に関する緊急要請
    - ・ 中核市市長会…………… P 24 【資料7】
    - ・ 中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会…………… P 28 【資料8】
  - (6) 公立学校施設整備（空調設備）の財政支援の  
拡充に関する緊急要請 …………… P 30 【資料9】

【資料1】

中核市市長会の活動状況について

1 会の概要 中核市の市長で構成する団体であり、全中核市の54市が加入している。(人口総計：約2,073万人)

(平成30年4月1日現在)

地 区		会 員 市			
北海道・東北 (9市)	北海道	函館市	旭川市		
	青森県	青森市	八戸市		
	岩手県	盛岡市			
	秋田県	秋田市			
	福島県	福島市	郡山市	いわき市	
関 東 (10市)	栃木県	宇都宮市			
	群馬県	前橋市	高崎市		
	埼玉県	川越市	川口市	越谷市	
	千葉県	船橋市	柏市		
	東京都	八王子市			
	神奈川県	横須賀市			
北信越・東海 (7市)	富山県	富山市			
	石川県	金沢市			
	長野県	長野市			
	岐阜県	岐阜市			
	愛知県	豊橋市	岡崎市	豊田市	
近 畿 (12市)	滋賀県	大津市			
	大阪府	豊中市	高槻市	枚方市	八尾市
		東大阪市			
	兵庫県	姫路市	尼崎市	明石市	西宮市
	奈良県	奈良市			
	和歌山県	和歌山市			
中国・四国 (9市)	鳥取県	鳥取市			
	島根県	松江市			
	岡山県	倉敷市			
	広島県	呉市	福山市		
	山口県	下関市			
	香川県	高松市			
	愛媛県	松山市			
	高知県	高知市			
九 州 (7市)	福岡県	久留米市			
	長崎県	長崎市	佐世保市		
	大分県	大分市			
	宮崎県	宮崎市			
	鹿児島県	鹿児島市			
	沖縄県	那覇市			

## 2 平成30年度の活動内容

### (1) 協議・調査研究

- ・中核市市長会総会の開催（H30. 5. 14）
- ・市長会議の開催（H30. 8. 22、10. 19）
- ・「中核市サミット2018 in 倉敷」（H30. 10＝開催中止）
- ・3つのプロジェクト会議の開催（H30. 5. 14、8. 22、10. 19）
- 幼児教育・保育の無償化検討プロジェクト
- 地方への人材還流プロジェクト
- スポーツを核としたまちづくりプロジェクト

### (2) 政策提案・意見表明

- ・総務大臣との懇談会（H30. 8. 22）
- ・提言活動
- ＜提出先＞中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会、  
政党、内閣官房、内閣府、総務省、財務省、  
厚生労働省、文部科学省、経済産業省
- 国の施策及び予算に関する提言（H30. 5. 14）
- 幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置等に関する緊急提言  
（H30. 8. 16）
- 公立学校施設整備（空調設備）の財政支援の拡充に関する緊急要請  
（H30. 8. 22）
- 大規模地震及び豪雨災害に関する緊急要請（H30. 9. 27）
- 人口減少社会を克服する活力ある地域社会の実現に向けた共同提言  
＜指定都市市長会・中核市市長会・全国施行時特例市市長会＞  
（H30. 9. 27）
- 3つのプロジェクト会議で取りまとめた提言等（H30. 11. 15）
- ・幼児教育・保育の無償化に関する提言
- ・「地方への人材還流」に向けた取組に関する提言
- ・スポーツを核としたまちづくりに向けた提言
- ・平成31年度税制改正に関する要請

### (3) 関係団体との連携

- ・指定都市市長会・全国施行時特例市市長会との連携
- ・中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会との意見交換
- 世話役議員と中核市市長会役員市長との懇談会（H30. 8. 22）
- 「中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会」勉強会  
（H30. 11. 15）

### (4) その他の活動

- ・広報活動等
- パンフレットの作成
- 都市要覧の作成
- メールマガジンの配信

## 【資料2】

### 「中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会」活動状況について

- 1 活動趣旨 中核市市長会に対する理解を深め、その事業活動等に対する支援を通じて真の地方分権型社会の実現に取り組むとともに、中核市を核とした地域の活力を高めることにより、日本経済の活性化、住民福祉の向上などを推進する。
- 2 会 員 本会の趣旨に賛同する党派を超えた国会議員により構成する。  
① 中核市の区域を含む小選挙区選出の衆議院議員  
② 中核市の区域を含む選挙区選出の参議院議員  
③ 中核市にゆかりのある国会議員
- 3 その他 事務担当：平成30年度担当市（高槻市・明石市・久留米市）  
会 費：なし

#### 4 会員加入状況及び世話役

<会員加入状況：平成30年11月5日現在>

政党名	衆議院	参議院	計
自由民主党	69	56	125
国民民主党	12	12	24
公明党	6	13	19
立憲民主党	10	3	13
日本維新の会	1	4	5
希望の党	0	2	2
日本共産党	2	0	2
自由党	0	1	1
無所属	10	7	17
計	110	98	208

<世話役>

区分	自由民主党	公明党	国民民主党	立憲民主党
会長	(衆)衛藤 征士郎	—	—	—
幹事	(衆)加藤 勝信	(衆)古屋 範子	(衆)岸本 周平	(衆)逢坂 誠二
幹事	(参)金子 原二郎	(参)西田 実仁	(参)増子 輝彦	—
副幹事	(参)江 島 潔	(参)谷合 正明	—	—
副幹事	(参)古賀 友一郎	—	—	—

(敬称略)

## 5 活動内容

### (1) 国政の場において、中核市市長会の活動に対する随時の支援

### (2) 中核市市長会からの情報提供活動の実施

- ・メールマガジンの配信（毎月1回定期配信）
- ・中核市市長会パンフレットの配付
- ・提言書等の配付（提言・要請ごと実施）
- ・各市による継続的な加入依頼

### (3) 世話役と役員市長との懇談会の開催

- ・会の運営等に関する助言を得ることなどを目的とした懇談会を開催

日 時：平成30年8月22日（水） 12時～13時

場 所：ルポール麹町 3階 ガーネット

出席者：世話役議員 6名、 中核市市長会 6名

### (4) 国会議員の会による世話役会、緊急集会、緊急要請

#### ① 世話役会の開催

開催日時：平成30年9月28日（金）10時から

場 所：衆議院第一議員会館 1階 第一面談室

出席者：世話役議員3名

内 容：世話役（幹事）の就任について

大規模地震及び豪雨災害に関する緊急要請（案）について 等

#### ② 緊急集会の開催

開催日時：平成30年9月28日（金）10時30分から

場 所：衆議院第一議員会館 1階 多目的ホール

出席者：国会議員81名（うち、代理67名）

内 容：世話役（幹事）の就任について

大規模地震及び豪雨災害に関する緊急要請（案）について 等

#### ③ 緊急要請の実施

要 請 日：平成30年9月28日（金）

要 請 先：石井 啓一 国土交通大臣

小此木 八郎 内閣府特命担当大臣（防災）

参 加 者：世話役会長 衛藤 征士郎 衆議院議員

世話役 古屋 範子 衆議院議員

世話役 岸本 周平 衆議院議員

内 容：大規模地震及び豪雨災害に関する緊急要請について

### (5) 会員勉強会の開催（本日）

- ・中核市市長会に対する理解の深化、協力促進などを目的とした勉強会の開催

## 【資料 3】

# 幼児教育・保育の無償化に関する提言

現在、国で検討が進められている幼児教育・保育の無償化については、施設の利用者やその運営事業者と直に接する中核市をはじめとした各自治体がその実務を担うこととなるが、中核市、運営事業者、利用者のいずれにも大きな影響が生じる。また、その財源を、消費税率引上げに伴う増収分に求めているが、この中には地方固有の一般財源である地方消費税交付金も含まれており、その用途を国が事実上指定するような政策の実施は、地方分権の観点から望ましいものではない。

しかしながら、我々中核市は、住民に最も身近な基礎自治体としての責務を果たすべく、円滑に無償化施策を実施する観点から、平成 30 年 8 月 16 日付け「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置等に関する緊急提言」をはじめとした要請を行ったところである。この緊急提言等に基づき、引き続き、実施スケジュール等について、中核市と十分に協議し、その意見を反映しながら検討を進めていただくことを改めて求めるとともに、今後、国の予算編成等の中で検討がなされる事項について、次のとおり提言する。

### 1 財源確保について

無償化に際しては、システム改修経費等の事務費も含めて、地方に新たな財政負担を生じさせることのないようにすること。

あわせて、具体的な財政措置の検討に当たっては、幼児教育・保育サービスの提供の状況が中核市ごとに異なること、また、新制度未移行の私立幼稚園や公立保育所・公立幼稚園が多い中核市は財政負担の大幅な増加が見込まれることを踏まえ、幼稚園就園奨励費補助に係る国庫補助率の引上げや、公立保育所等に係る国による財源措置を行うこと。

### 2 待機児童の解消と保育の質の向上に係るさらなる支援の必要性について

無償化の実施に伴い、その対象とならない 3 歳未満児を含めさらなる保育需要の拡大が見込まれることを、大半の中核市が懸念している。無償化の実施と合わせて、これまで以上に踏み込んだ待機児童解消策や保育の質の向上に向けた取組が必要であり、財源の確保も含め、これらを一体的に国の責任において実施すること。特に、深刻な保育士不足への対応としての一層の処遇改善等の推進、保育の受け皿としての保育所等の整備に係る補助率の嵩上げの継続について、国において財政措置をはじめとしたこれまで以上の支援を行うこと。

また、中核市では、無償化の対象となる認可外保育施設に対し、設置届の受理や保育の質の向上のための支援、指導監督等を行っている。無償化によりこれらの業務量の増加が見込まれる中、これまで以上に質の向上に向けた取組が必要であることから、保育の質の確保や子どもの安全確保に関する指導・助言を行う巡回支援指導員の配置に係る経費等について、十分な財政措置を講じること。

平成 30 年 10 月 19 日

中核市市長会

## 幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置等に関する緊急提言

幼児教育・保育の無償化については、これまでも、消費税率引上げによる安定財源の確保を前提に、実効性ある取組を通じた待機児童の解消とあわせて実施する旨、地方から要望を行ってきたところである。そうした中、今般、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」において、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設等（以下「認可外施設等」という。）も範囲に含め、平成 31 年 10 月からの実施を目指すこととされた。

これを受け、今後、幼児教育・保育の無償化の実施に取り組むに当たり、直接利用者や運営事業者と接する中核市として、次の点について緊急提言する。

- 1 認可外施設等の無償化に係るスケジュールの検討や具体的な制度設計に際しては、利用者や運営事業者と直に接している中核市と十分に協議し、その意見を反映すること。また、これらの検討に当たり、特に次の点に留意すること。
  - (1) 認可外施設等の運営や利用実態が多様であることから、利用者、運営事業者及び自治体に煩雑な手続を強いることがないような制度設計とすること。
  - (2) 無償化の実施に当たっては、システム改修や利用者・運営事業者への周知、認可外施設等の利用者に対する保育の必要性の認定など、体制の整備をはじめ膨大な準備の必要があることを踏まえ、自治体や運営事業者が万全な対応が出来るように早期に制度の詳細を示すなど、実施スケジュールに十分配慮すること。
  - (3) 特に中核市においては、新たな認可外保育施設の届出の際の実態の把握や、当該施設に対する指導監督等、更なる保育の質の向上に取り組まなければならないことから、これらに係る支援を行うこと。
  
- 2 幼児教育・保育の無償化について、消費税率引上げとあわせるべく平成 31 年 10 月からの実施を目指すこととされているが、入所事務の準備や申込み時期と重なる点のほか、利用者負担額の決定が例年 9 月に行われる点、消費税率引上げによる財源の確保に関して、市町村においては地方消費税交付金の性質上、当該引上げに係る歳入増が平成 31 年度中には見込めない点を踏まえると、平成 32 年度当初からの実施が望ましいこと。
  
- 3 幼児教育・保育の無償化の実施に際しては、潜在的な保育需要の掘り起こしに対応する待機児童対策に係るものも含め、地方に新たな財政負担を生じさせることなく、必要な財源を確保すること。

平成 30 年 8 月 16 日

中核市市長会

# 幼児教育・保育の無償化に関する提言

## 参考資料

平成30年10月

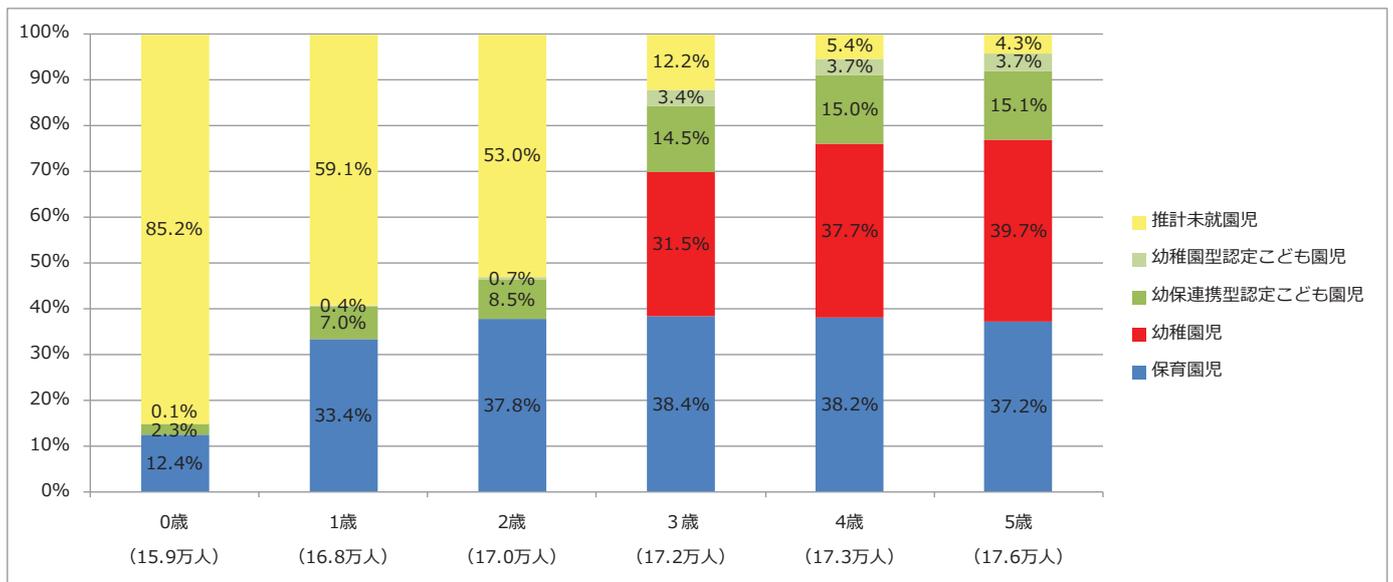
中核市市長会

---

### 提言のテーマ

1. 財源確保
2. 待機児童の解消と保育の質の向上に係るさらなる支援の必要性等

# 中核市における保育園と幼稚園の年齢別利用者割合



★本集計は、国の「第1回幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会」の資料3、P.1で示されたグラフとほぼ同じ手法で整理している。

※保育園の数値は平成29年の「待機児童数調査」（平成29年4月1日現在）より。なお、「保育園」には地方裁量型認定こども園、保育所型認定こども園、特定地域型保育事業も含む。4歳と5歳の数値については、「待機児童数調査」の4歳以上の数値を「社会福祉施設等調査」（平成28年10月1日現在）の年齢別の保育所、保育所型認定こども園、小規模保育所の利用者数比により按分したもの。

※幼稚園の数値は平成29年度「学校基本調査」（確定値、平成29年5月1日現在）より。なお、「幼稚園」には特別支援学校幼稚部、幼稚園型認定こども園も含む。※幼保連携型認定こども園の人数は平成29年度「認定こども園に関する状況調査」（平成29年4月1日現在）より。

※該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報（平成28年10月1日現在）より。

※「推計未就園児数」は、該当年齢人口から幼稚園在園者数及び保育園在園者数を差し引いて推計したものである。

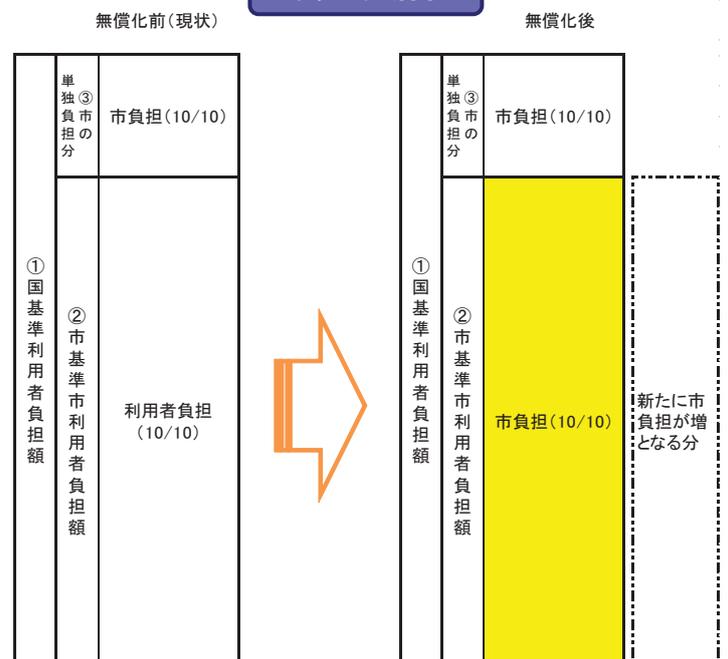
## 影響額試算における財源構成の前提条件（保育所の事例）

- 既存の財源スキームを前提にすると、**私立保育所の場合**、公費負担額を国：県：市＝2:1:1で負担することとなるので、**無償化が実施された場合**、その影響も上記負担割合で分散する。  
⇒従って、これまで**市単独で軽減**をしていた部分についても、**国・県の財源が充当**されると考えられる。
- 一方で、**公立の場合**、全額が**市負担**（ただし旧国庫補助部分は普通交付税で密度補正）のため、**無償化の影響は全額市へ**。

### 私立の場合



### 公立の場合



# 中核市における幼児教育・保育の無償化に係る影響額（試算）

（単位：百万円、表示単位未満四捨五入）

	計算式	中核市合計	中核市平均
私立保育所	市基準保育料×1/4－（国基準保育料－市基準保育料）×3/4	△ 7,693	△ 142
私立認定こども園（2・3号）	市基準保育料×1/4－（国基準保育料－市基準保育料）×3/4	△ 3,025	△ 56
公立保育所・認定こども園等	市基準保育料	11,046	205
公立幼稚園	市基準保育料	1,972	37
新制度私立幼稚園（1号）	市基準保育料×1/4－（国基準保育料－市基準保育料）×3/4	17	0
私学助成幼稚園（就園奨励費）	国基準一財ベース金額が2倍になる（尼崎市試算）として推計	11,313	210
合計		13,630	252

※全中核市に対して行った基礎数値調査に基づいて尼崎市で試算。

※項目ごとに、集計可能な回答のあった中核市の数値のみを集計している。

- ・ 中核市全体で、約**136億円**の新たな財政負担が発生。（1団体平均2.5億円）
- ・ 特に、就園奨励補助金や公立保育所の影響額が大きく、新制度に移行していない幼稚園や公立保育所が多い中核市への財政的影響が懸念。
- ・ 一方で、私立保育所・認定こども園については、これまで市独自で軽減していた保育料も国の無償化対象となる場合、財政負担が軽減されることとなる。  
（私立保育所に限定すれば、6市を除きすべての中核市が財政負担の軽減）
- ・ このほか、試算は困難だが、認可外施設や幼稚園の預かり保育等に係る無償化の影響も見込まれる。

## 消費税率引き上げの使途と国・地方の配分割合

国の「経済政策パッケージ」において、消費税率2%分引き上げの使途が示されているが、これは国・地方の合計値。現行法・平年度ベースで機械的に単純試算すると、国・地方の配分割合は次のとおりとなる。

消費税率引き上げによる税収増		5兆円強	
使途の内訳	教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等	2.5兆円強	
	経済政策パッケージ	幼児教育の無償化	1.7兆円程度
		待機児童の解消	
		保育士の処遇改善	
		高等教育の無償化	
介護人材の処遇改善			
その他	0.8兆円程度		
財政再建	2.5兆円強		

○国の取り分：3.5兆円程度  
地方の取り分：1.5兆円程度  
（うち地方消費税1.2兆円、地方交付税0.3兆円）

○国の取り分：1.2兆円程度  
地方の取り分：0.5兆円程度  
（うち地方消費税0.4兆円、地方交付税0.1兆円）

※中核市の地方消費税交付金増収見込額（推計値）  
⇒約1,000億円

### （参考）

社会保障財源として活用される、消費税率引き上げ分の5%については、

- 国分：3.46%**（国税としての消費税分3.80%、うち地方交付税法定率分▲0.34%）
- 地方分：1.54%**（うち地方消費税分1.2%、地方交付税分0.34%）

という形で国・地方へ配分がなされる。

（上記内容で国と地方の協議の場において合意し、関係法令が制定されている）

# 財源負担に関する論点整理

- ・ 今回の幼児教育・保育の無償化においては、地方財政に負担を生じさせることなく実施する旨、かねてから要望してきたところ。
- ・ ところで、ここに言う「地方財政に負担を生じさせることなく」には、2通りの解釈がある。

## ① 無償化に係る財政負担については、すべてを国庫支出金等でまかない、一般財源ベースの歳出に影響が出ないようにする。

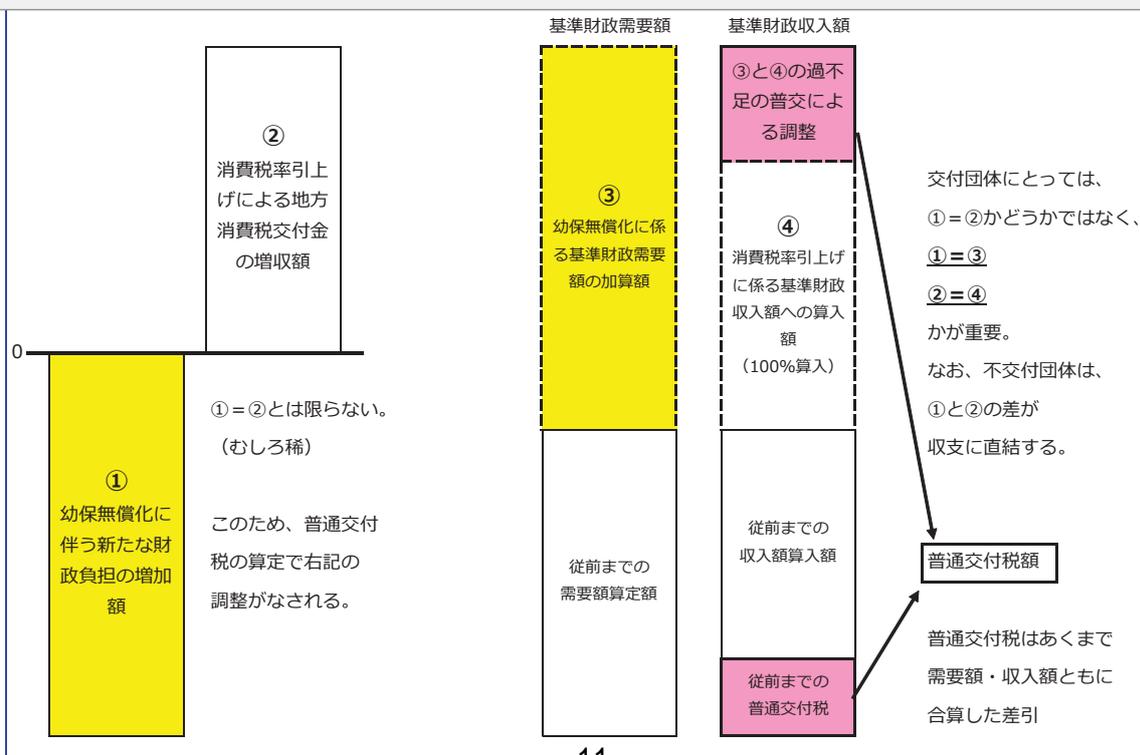
- ・ 仮に無償化影響額のすべてが国庫支出金等で措置されれば、中核市に財政負担は一切生じない。
- ・ 一方で、今回の施策の財源とされている消費税率引上げ分の中には、地方消費税や地方交付税の増収分も含まれている。
- ・ すべてを国庫支出金等で措置すると、交付団体 ⇄ 不交付団体間の財政格差が拡大。  
(交付団体は地方消費税の増収分が普通交付税の算定で相殺されるが、不交付団体は国庫支出金等も地方消費税も純増)

## ② 地方負担に対して地方消費税が充当されるとともに、普交の基準財政需要額で適切に算定されることで、結果として影響が出ない姿とする。

- ・ 一般財源ベースで生じる地方負担について、これをまかなう形で地方消費税が充当されるとともに、個別団体の普通交付税の算定において適切に当該財政需要が措置されれば、結果として「新たな財政負担」は生じない。
- ・ 交付税措置を活用することで、財政格差の拡大は一定抑制できる。
- ・ 一方で、これらが適切に措置されても、地方一般財源総額が拡大しない場合、無償化に係る増算定が別項目の減算定で相殺され、地方が自由に使える財源が減少する。

# 普通交付税の算定を通じた財政調整のしくみ

- 一般論として、地方税の増収を財源に新たな政策に取り組み、これに係る地方負担が交付税措置される場合、団体ごとの財政的影響の考察に際しては、「①財政負担の増」「②税収の増」「③需要額の増に伴う普通交付税の増」「④税収の増に伴う普通交付税の減」の4点を漏れなく押さえた検討が必要。
- この4点すべてを合算した結果が±0であれば「新たな財政負担は生じない」と言えるのではないかな。



# 地方一般財源総額の同水準化と幼保無償化の関係

## 経済財政運営と改革の基本方針2018（抄）

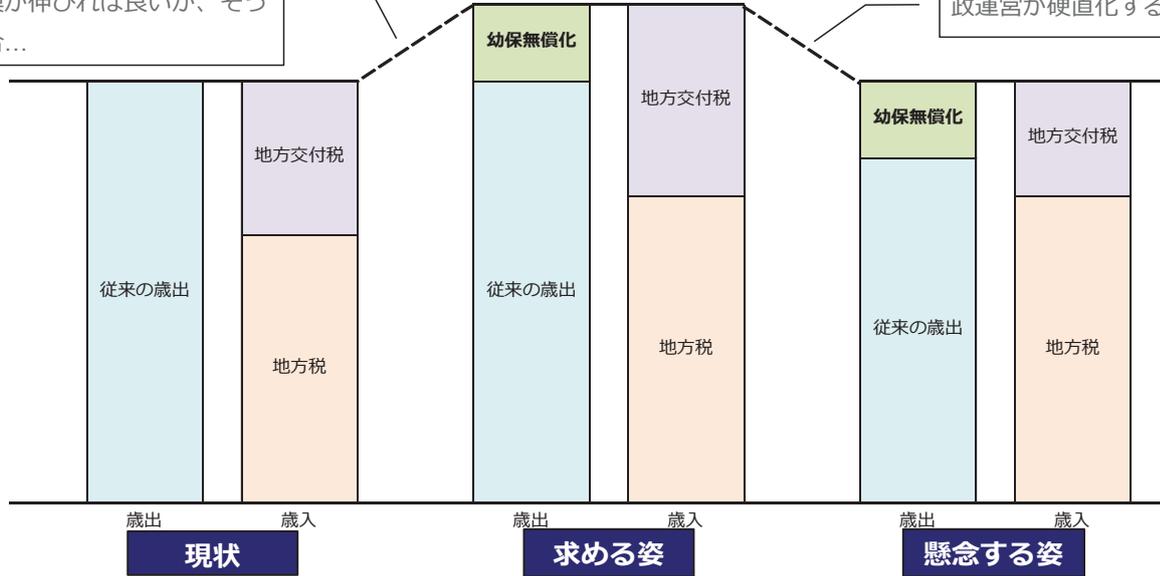
地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう**実質的に同水準を確保**する。

### 地方財政計画におけるイメージ

※一般的に、普通交付税の算定は地方財政計画の考え方を踏まえて行われる。

幼保無償化に係る影響が積み上がり、地財の規模が伸びれば良いが、そうでない場合...

従来の歳出削減で調整され、地方の財政運営が硬直化する懸念。



⇒「実質的な同水準」のためには、地財計画の規模拡大等が必要。

## 財源負担に関する国への提言

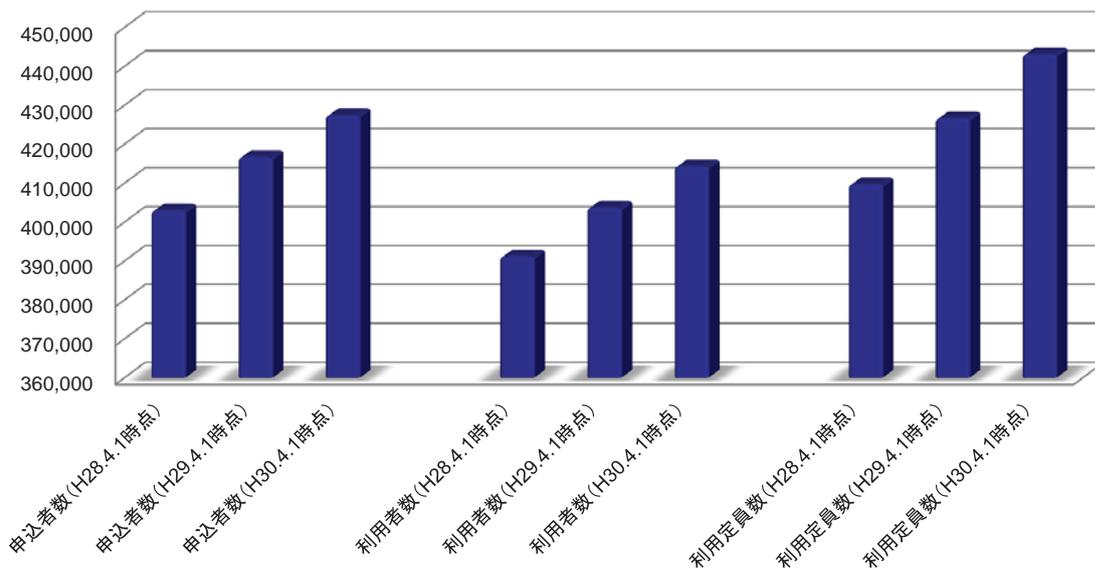
- 無償化に際しては、システム改修経費等の事務費も含めて、地方に新たな財政負担を生じさせることのないようにすべき。
- 具体的な財政措置の検討に当たっては、幼児教育・保育サービスの提供の状況が中核市ごとに異なること、また、新制度未移行の私立幼稚園や公立保育所、公立幼稚園が多い中核市は、財政負担の大幅な増加が見込まれることを踏まえ、幼稚園就園奨励費補助に係る国庫補助率の引上げや、公立保育所等に係る国による財源措置を行うべき。

# 提言のテーマ

1. 財源負担のあり方
2. 待機児童の解消と保育の質の向上に係るさらなる支援の必要性等

## 中核市における申込者数等の状況

全中核市調査 集計結果(定量的項目)



- ① 2カ年で申込者数は約2万4千人、利用者数は約2万3千人増加
- ② 申込者数－利用者数は約1万3千人(未入所児童発生市は49市/54市)

## 無償化に伴う新たな中核市の事務負担について（主なもの）

- 認可外保育施設等の利用者に対する保育の必要性の認定に係る業務
- 認可外保育施設（の利用者）への補助金の支給に係る業務
- 認可外保育施設の事業者及び利用者の把握や管理に係る業務
- 認可外保育施設の届出に係る業務
- 認可外保育施設への指導監督に係る事務
- 認可保育施設（施設型給付費等）や他事業（一時預かり事業等）の無償化に係る業務

## 無償化先行実施団体に対するヒアリングの結果

- ・ 既に先進的に（一部）無償化を実施している自治体に対してヒアリング調査を行った結果、次のことが明らかに。

### A市の事例

- 今年度から4・5歳児の無償化を実施しているが、現状において、無償化の保育需要への影響までは分析できていない。
- **認可外保育施設も対象**としており、その補助金支給（個人への年1回の償還払い）に係る**事務量は増えている**。

### B市の事例

- 29年度から全年齢区分で無償化を実施している。その結果、**支給認定者数は増加**。  
【参考】2号認定者数の推移  
H27:1,479人  
H28:1,409人  
H29:1,682人  
H30:1,759人
- H29とH30の人口を比較すると、総数については▲121人の減である一方で、**0-5歳人口に限定すると+128人の増**となっている。

## 待機児童の解消と保育の質の向上に係る国への提言

- 無償化の実施に伴い、その対象とならない3歳未満児を含めさらなる保育需要の拡大が見込まれることを踏まえ、無償化の実施と合わせて、これまで以上に踏み込んだ待機児童解消策や保育の質の向上に向けた取組が必要であり、財源の確保も含め、これらを一体的に国の責任において実施すべき。
- 特に、深刻な保育士不足への対応としての一層の処遇改善等の推進、保育の受け皿としての保育所等の整備に係る補助率の嵩上げの継続について、国において財政措置をはじめとしたこれまで以上の支援が必要。
- 中核市では、無償化の対象となる認可外保育施設に対し、設置届の受理や保育の質の向上のための支援、指導監督等を行っている。無償化によりこれらの業務量の増加が見込まれる中、これまで以上に質の向上に向けた取組が必要であることから、保育の質の確保や子どもの安全確保に関する指導・助言を行う巡回支援指導員の配置に係る経費等について、十分な財政措置を講じるべき。

## 【資料4】

### 「地方への人材還流」に向けた取組に関する提言

日本の総人口は、平成20年をピークに減少局面に入り、地方自治体においては、直面する人口減少問題を克服するために「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」を策定し、各地域の特色を活かした様々な施策により地方創生の推進に向けて取り組んできたところであるが、東京圏への転入超過は22年連続となっており、深刻な状況となっている。

とりわけ、地方における15歳～29歳の若者人口については、大幅に減少している一方で、東京圏では15歳以上の就業者が増加するなど、労働力の偏在化が一段と顕著に表れている。加えて、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて、ますます東京圏への一極集中に拍車がかかることも懸念される。

このような中、地方における拠点都市である中核市では、一定の人口集積機能を備えることで様々な社会機能が成り立ち、その効果を周辺市町村へ波及させる役割を果たしていることから、今後ますます地方都市の「人口ダム」として、近隣市町村と連携し、人口減少問題対策を講じていく役割が強く求められている。

ライフスタイルや価値観の多様化を受け、豊かな自然環境の中での暮らしや、自身の趣味・生き方が実現できる場所を求めて、東京圏から地方都市への移住を考える若者が増加傾向にある中、中核市市長会では地方への人材還流を実現するために、新しいひとの流れの受け皿となる「修学」と「就業」を両輪として連動させるとともに、地方へ多様な人材を呼び込む「地方移住」を一体的に進めていくことの必要性を確認し、共有したところである。

中核市市長会は、若者を中心とした「地方への人材還流」を実現するための積極的な措置が講じられるよう、国に対し以下のとおり提言する。

### 《地方における若者の修学・就業の促進》

#### 1 特色ある地方大学と中核市の連携にかかる取組への支援の充実

地方大学は、地域内外から人材を集め、育成し、地域へ供給する役割を果たすとともに、地域課題の解決に向けたシーズの提供を行うなど、地方創生を推進する上では欠かせない存在となっている。

各中核市においては、大学設立・学部設置の支援をはじめ、「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業」などを通じ、官学連携による様々な取組を展開しているところである。また、国が新たに進めている施策は、地域における大学振興及び若者の雇用機会創出による若者の修学・就業の促進を図るものであ

り、中核市の抱える課題の解決に大きく寄与するものであることから、中核市と大学が今後もより一層連携し、地域における産業振興や特色ある地方大学づくりを通じ、地方創生の取組を長期的に進めることができるよう、施策の拡充を図られたい。

## **2 地方における就業の支援**

地方の高校・大学の卒業者の多くは、雇用条件や労働環境が整備されている東京圏への就職志向が強いことから、多くの中核市においては若者の地元定着率が低迷し、東京圏への人材の集中に更なる拍車をかけるなど、地方における人材確保は厳しい状況となっている。

これらの解消に向けて、社会情勢にあった雇用関係助成金の柔軟な制度の見直しを図るなど、地方企業が若者の求める雇用条件や労働環境の整備等に、より積極的に取り組むことができるような支援措置を講じること。また、措置を講じる際は、地方の財政負担を最小限にとどめること。

## **3 企業の地方拠点の強化や本社機能の移転支援**

地方への人材還流を実現するためには、東京圏への一極集中の是正と地方経済の活性化を実現し、地方における安定かつ良質な雇用を創出するとともに、若者の地元定着率を高める必要がある。

国としても地方拠点強化税制を整備し、企業の東京 23 区からの本社機能の地方移転・地方にある企業の本社機能の強化支援に取り組んでいるものの、現時点では制度の利用は一部の企業にとどまっているのが現状である。

については、地方への企業の本社機能の移転や拡充を促進するために、政府関係機関の地方移転を着実に推進することにより、企業等の地方移転への潮流を起こすこと。併せて、企業側のメリットとなる直接的な財政支援と、地方拠点強化税制の期間延長及び更なる要件緩和を図られたい。

# **《地方移住の推進》**

## **1 地方移住希望者への支援**

大学進学や就職をきっかけとした東京圏への若者の流出を抑制し、若者を地方へ呼び戻すためには、地方都市での暮らしの魅力を広く発信するとともに、大都市圏と地方との経済格差を是正し、若者が地方移住に踏み出すためのインセンティブとなるような支援が必要となる。

国は平成 30 年 6 月に「まち・ひと・しごと創生基本方針 2018」を策定し、わくわく地方生活実現政策パッケージにおいて、若者を中心とした U I J ターン対策の抜本的強化を掲げており、若者等が夢や希望を抱いて地方へ移住する動きを加速化させるために、東京圏から地方へ移住して就職・起業する者に対す

る給付制度を創設する方針を示している。

については、地方との連携の下、国が先頭に立ち、地方生活の魅力を積極的に発信するとともに、地方の財政負担を最小限にとどめた、地方移住希望者の就業に向けた地元企業とのマッチングや起業に対する実効性の高い支援措置を講じること。

## 2 地方移住のための居住環境等の整備

地方への人材還流を実現するためには、居住環境等の整備が重要であり、地方は空き家の掘り起こしや空き家バンク制度の創設、国の補助制度を活用した空き家改修等に取り組んでいるところである。

しかしながら、地域の実情として、空き家所有者の把握が困難であることや、空き家の改修にかかる所有者負担が大きいことなどから、空き家活用の理解が得られないなど、空き家を活用した居住環境等の整備に苦慮している状況にある。

このことから、必要に応じて専門家等と連携した建物所有者情報の利用・提供に関する仕組みの構築に向けた支援など、より実効性の高い支援措置を講じるとともに、空き家の利活用促進を目的とした耐震改修やリフォームに対して、さらなる財政措置の拡充を図られたい。

## 3 地域との多様な関わりの促進

近年、移住という形にこだわらず、地域や地域の人々と多様な関わりを持ち、地域の応援団となる「関係人口」が注目されている。中核市の中でも、東京圏の大学や友好・姉妹都市との交流、さらには専門的な人材確保のために海外にまで視野を広げた多様な関係人口づくりに取り組んでいる自治体もある。

将来的な移住の可能性を広げるためには、直接的な移住のみならず、「交流」や「関わり」に視点をおいた関係人口づくりに向けた取組も今後重要になると考える。

については、東京圏等に暮らす住民が「関係人口」として地域の応援や地域の課題解決に向けた取組に積極的に関わることができるよう、その実施に伴う財政措置をはじめとした十分な支援策を講じること。

平成30年10月19日

中核市市長会

## スポーツを核としたまちづくりに向けた提言

世界最大級のスポーツイベントである「ラグビーワールドカップ2019」、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」及び「ワールドマスターズゲームズ2021関西」が連続して開催される、いわゆる「ゴールデン・スポーツイヤーズ」の到来に向けて、スポーツ産業には、今後、我が国の基幹産業の一つとして成長していくことが期待されており、プロスポーツの活性化、スタジアム・アリーナへの投資、健康寿命の延伸や体力づくり志向の産業拡大等への関心も高まっている。

これに呼応するように、昨年3月に国が策定した第2期スポーツ基本計画においては、スポーツを通じた経済・地域の活性化を図るための具体的な施策を示し、「スポーツを通じた地域活性化」に向けて、地域スポーツコミッションの設置数を増加させるとともに、スポーツ目的の訪日外国人旅行者数及びスポーツツーリズム関連消費額を拡大することを、「スポーツの成長産業化」に向けて、スポーツ市場規模を5.5兆円（2012年）から15兆円（2025年）に拡大することを目標として掲げている。

一方、地方自治体においては、地域に密着したプロスポーツチームの公式戦や各種スポーツ競技の国際大会、スポーツを観光資源としたイベントを開催するなど、地域活性化を図るための取組を積極的に推進してきたところであるが、この好機を逃さず、これまでの取組を更に継続・発展させ、事前キャンプ等を通じた大会参加国や地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図るなどして、地域の「レガシー」を創出することが求められている。

また、これまでに整備された公共施設等の多くが老朽化し、更新時期を迎えつつある中、スタジアム・アリーナの新規整備だけではなく、既存のスポーツ施設の維持管理や改修、更新に要する多大な財政負担が大きな課題となっている。

ついては、スポーツを核としたまちづくりを推進し、経済・地域の活性化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じられるよう提言する。

- 1 スポーツを核とした地域の活性化、スポーツの成長産業化及びスポーツ参画人口の拡大の実現に向け、即効性かつ実効性を有する具体的な施策を次年度の未来投資戦略へ明記すること。
- 2 地域資源を生かしたスポーツイベントの開催や国際規模の大会・合宿の誘致等による交流人口の拡大と地域の活性化に積極的に取り組む地方公共団体に対して、財政的な支援を講じるとともに、地域におけるスポーツコミッションの設立やスポーツツーリズムの資源開発、経営的に自立したスポーツ関連組織の創出等に向けた取組を継続的に支援すること。
- 3 スポーツ施設の集約・複合化等による公共施設の総量の最適化に取り組みながら、地域交流の拠点となるスタジアム・アリーナの整備等を通じてまちづくりや地域スポーツ振興を推進している地方公共団体に対しての財政的な支援を講じるとともに、老朽化した施設が多くある中、効率的かつ効果的な施設整備及び収益力のある管理運営の実現に向け、民間の資金や経営能力、技術力の積極的な活用を進める地方公共団体の取組を後押しするため、優遇税制の導入や資金調達に対する支援等、民間事業者等の参入を促進する実効性の高い支援策を検討すること。

## 【資料6】

### 平成31年度税制改正に関する要請

中核市については、地方自治法その他の法令に基づき事務配分の特例が設けられ、権限移譲がなされた多くの事務を都道府県に代わり行っているにもかかわらず、地方税制は画一的であり受益と負担の関係に不均衡が生じている。

中核市が真の地方分権に向けてその機能や役割を十分果たしていくためには、自主的かつ安定的な都市財政運営に必要な財源の確保が不可欠であるが、前述した理由等により現状は極めて厳しい財政状況にある。

よって、平成31年度税制改正に関し、特に以下の事項について十分配慮するよう強く要請する。

#### 1 固定資産税の安定的確保

固定資産税は、市町村税収の大宗を占める基幹税目として、安定的な行政サービスの提供に欠くことのできないものであり、その税収の動向は、中核市を含めた基礎自治体の行財政運営を大きく左右するものであることから、制度の根幹を揺るがす見直しは行うべきではなく現行制度を堅持すること。

なお、平成30年度税制改正において創設された償却資産に対する固定資産税の時限的な特例措置については、今回限りのものとし、その期限の到来をもって確実に終了するとともに、その期限までの間であっても対象範囲の拡大は断じて行わないこと。

#### 2 法人実効税率の見直しに伴う代替財源の確保

国・地方を通じた法人関係税収は、中核市の行政サービスを支えるうえで重要な財源となっており、法人実効税率を更に引き下げるに当たっては、恒久減税による減収は恒久財源で補てんすることを基本とし、中核市の行財政運営に支障が生じないよう必要な財源措置を講じること。

#### 3 法人住民税の中間申告納付制度の見直し

法人住民税の中間申告納付は、当該年度の決算確定前の納付であるため、確定申告額が中間申告納付額を下回る場合、税額の還付となる。その際、中核市を含めた基礎自治体に非がないにも関わらず、市中金利を大きく上回る割合で還付加算金が生じ、中核市を含めた基礎自治体への財政的な負担が非常に大きいため、還付加算金の適用を除外するなど、法人住民税の中間申告納付制度を見直すこと。

#### 4 車体課税の見直しに当たっての対応

軽自動車税のグリーン化特例（軽課）や自動車重量税に係るエコカー減税の見直し・延長に当たっては、中核市の行財政運営に支障が生じないようにすること。さらに、今後、仮に自動車の保有に係る税負担の軽減に関する総合的な検討を行う場合には、地方財政に影響を及ぼすことがないようにすること。

#### 5 ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

ゴルフ場利用税については、その税収の7割がゴルフ場所在市町村に交付されており、ゴルフ場関連の財政需要に対する貴重な財源であることから、現行制度を堅持すること。

#### 6 消費税率10%への確実な引上げ等

① 社会保障の機能強化・機能維持のための安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指した「社会保障・税一体改革」の実現に向け、平成31年10月に予定されている消費税・地方消費税率10%への引上げを確実に行うこと。

また、都市自治体が既に取り組んでいる子ども・子育て等をはじめとする社会保障の充実のための施策の推進に支障が生じることがないように、消費税・地方消費税率が引き上げられるまでの間において必要な財源を確保すること。

② 消費税率10%への引き上げ時に導入が予定されている軽減税率制度については、消費税・地方消費税の引上げ分のうち地方交付税原資分も含めると、約3割が地方の社会保障財源であり、仮に減収分のすべてが確保されない場合、地方の社会保障財源に影響を与えることから、確実に代替財源を確保すること。

③ 地方消費税の地方への配分に当たっては、可能な限り経済活動の実態を踏まえたものにする。

#### 7 個人所得課税における人的控除等の見直し

① 個人所得課税における人的控除等のあり方の検討については、個人住民税が応益課税の観点から広く住民が負担を分かち合う仕組みとなっていることを踏まえつつ、真に経済的弱者への配慮も考慮して検討すること。

② 今後、個人所得課税改革をさらに進めるに当たっては、近年の税制改正により複雑化している個人住民税の制度について、納税者が理解しやすい簡素な仕組みとなるよう整理合理化を図ること。

## 8 ふるさと納税ワンストップ特例制度の見直し

ふるさと納税については、寄附者がワンストップ特例制度を利用して申請された場合であっても、確定申告による申請と同様、所得税控除相当額を個人住民税から控除するのではなく国税で対応するなど、制度の改善を図ること。

## 9 地方法人課税の偏在是正における地方意見の反映

「地方間における税源の偏在是正」及び「財政力格差の縮小」を進めるに当たっては、企業誘致や地域の産業・経済活性化のための様々な施策を通じて税源涵養を図っている中核市の努力が損なわれることなく、地方税財源の拡充・強化等と一体的に行われるよう配慮することが望ましい。

したがって、法人住民税法人税割の交付税原資化を更に進めるに当たっては、地域の経済活動の中心として大企業の多くの支店が集中し、より一層の社会経済基盤整備の財源を必要とする中核市を含む地方側と十分に協議したうえで、制度設計を行うこと。

## 10 地方税における税負担軽減措置等整理合理化

地方税における非課税措置等については、税負担の公平確保の見地から、真に地域経済や住民生活に寄与するものに限られるよう慎重に検討するとともに、効果が明らかでないものについては、速やかに整理合理化を図ること。

また、地方税収に影響を及ぼす国税における租税特別措置についても見直しを行うこと。

## 11 森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の創設

森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の創設に向けては、地方の森林整備等が円滑に実施できるよう、制度の詳細について地方の意見を十分に踏まえるとともに、関連法案を平成31年通常国会において確実に成立させること。

また、国民に等しく負担を求めるものであることから、都市・地方を通じて理解が得られるよう、納税者や市区町村に対する周知・説明を十分に行うこと。

## 12 国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

国民健康保険税の軽減判定所得を捉える際に、所得税青色申告による純損失の繰越控除が行われた該当者等については、軽減判定所得の算出方法が専門的かつ過大に複雑であり、間違いを生じやすい現状のため、市区町村の事務負担が大きくなり、間違いが生じにくい算出方法へ抜本的に制度の見直しを行うこと。

### **13 租税債権者による自動車の所有権代位移転登録の実現**

滞納処分のための差押えに当たり、所有権留保付き自動車で割賦代金が完済されている場合、租税債権者の代位や監督官庁の職権による自動車の所有権移転登録が可能となるよう制度を見直すこと。

平成30年10月19日

中核市市長会

# 大規模地震及び豪雨災害に関する 緊急要請

～あらゆる自然災害から国民の命を守るために～

平成30年9月  
中核市市長会

平成30年6月18日に発生した「大阪府北部を震源とする地震」では、近畿地方を中心に400名を超える死者・負傷者や5万4千棟を超える家屋損壊などの被害をもたらした。

また、「平成30年7月豪雨」では、岡山県や広島県、愛媛県など1府10県に特別警報が発令され、河川の氾濫により屋根まで完全に浸水する家屋の被害、土砂災害等では家屋が巻き込まれる被害が発生するなど、200名を超える死者・行方不明者、約5万棟の家屋被害をもたらした。

さらに、9月には「平成30年台風21号」及び「平成30年北海道胆振東部地震」が発生し、多数の人的・物的被害をもたらしたところである。

これらの災害では、多くの中核市においても甚大な被害が発生し、被災した中核市では、中核市間の協定に基づく相互応援のほか、国の各機関や多くの自治体から多大なる御支援をいただき、人命最優先の救援捜索活動やライフラインの復旧に迅速に対応するとともに、現在は、被災者の生活支援や地域の復興に全力で取り組んでいるところである。

近年では、「平成26年8月豪雨」や「平成27年9月関東・東北豪雨」、「平成28年熊本地震」、「平成29年7月九州北部豪雨」など、全国各地で大規模な自然災害が頻発し、今後も地球温暖化による気候変動に伴う集中豪雨の増加、さらには南海トラフ巨大地震や首都直下地震などの発生が危惧されており、こうした災害は全国のどこでいつ起きてもおかしくない状況にある。

自然災害において、人命はもちろんのこと、国民の財産、国や地方自治体が整備を進めてきた都市基盤を失うことによる社会的・経済的な損失は計り知れず、また、これらの復旧・復興に相当な時間と多大な労力を要することは必至であり、各中核市は自然災害による住民生活への影響の大きさを改めて痛感している。

大規模な災害が発生した場合、国の全面的な支援なくして復旧・復興を実現することは困難であり、今般の災害においても特段の配慮をお願いするところであるが、本来、このような甚大な被害が発生することがないように、財政健全化の目標はあるものの、国においてはそれにとらわれることなく積極的かつ大胆に年度当初から予算を投入し、国を挙げて迅速に国土強靱化に取り組み、国民の安全・安心な生活を保障していくことが何よりも重要である。

このようなことから、次のとおり緊急要請を行う。

～あらゆる自然災害から国民の命を守るために～

- 1 大規模地震に備えるべく、都市基盤を始めとするあらゆる社会資本の耐震化及び老朽化対策とともに、災害時のライフラインである緊急輸送道路の整備を推進すること
- 2 平成30年7月豪雨を始めとする近年の水害を検証し、効果的かつ効率的な治水施設の運用と更なるハード対策を推進するとともに、河川管理施設が常にその機能を発揮できるよう、河道の掘削や樹木伐開を始め適切に維持管理を実施すること
- 3 地球温暖化を背景とする昨今の気候変動を踏まえ、川幅の拡幅や築堤・堤防補強などの河川改修やダム事業といった抜本的な治水事業全般を加速するとともに、壊滅的な被害を回避できる高規格堤防の整備を強力に推進すること
- 4 大規模な土砂流出等による国民生活への深刻な影響を回避、軽減するため、急傾斜地対策事業等の土砂災害対策を推進すること
- 5 被災者が一日も早く自らの生活を取り戻し、生活再建につながるよう、被災者生活再建支援制度を始めとした各支援制度の迅速かつ幅広い運用や支援の拡充を行うこと
- 6 上記事業を着実に推進するための十分な予算を確保し、強力に防災・減災対策と被災者支援を推進するとともに、地方自治体の取組に対しても所要の財政措置を講じること

平成30年9月27日

中核市市長会



## 大規模地震及び豪雨災害に関する緊急要請

平成三十年六月十八日に発生した「大阪府北部を震源とする地震」は、大阪府内で観測史上最大となる震度6弱を観測し、近畿地方を中心に四百名を超える死者・負傷者や五万四千棟を超える家屋損壊などの被害をもたらした。

また、「平成三十年七月豪雨」により西日本では河川の氾濫により屋根まで完全に浸水する家屋の被害、土砂災害等では家屋が巻き込まれる被害が発生するなど、二百名を超える死者・行方不明者、約五万棟の家屋被害が発生した。

これらの災害は、多くの中核市においても甚大な被害が発生し、被災した中核市では、中核市間の協定に基づく相互応援のほか、国の各機関や多くの自治体からの支援のもと、人命最優先の救援捜索活動やライフラインの復旧に迅速に対応するとともに、被災者の生活支援や地域の復興に全力で取り組んでいるところである。

そうした中、今月には「平成三十年台風二十一号」及び「平成三十年北海道胆振東部地震」が発生し、多数の人的・物的被害をもたらしたところであるが、近年、全国各地でこのような大規模な自然災害が頻発しており、地球温暖化による気候変動に伴う集中豪雨、さらには南海トラフ巨大地震や首都直下地震などの発生が危惧されている。自然災害において、国民の生命・財産はもとより、国や地方自治体がこれまで整備を進めてきた都市基盤を失うことによる社会的・経済的な損失は計り知れない。また、都市基盤の復旧・復興には相当な時間と多大な労力を要しており、各中核市は自然災害による住民生活への影響の大きさを改めて痛感している。

大規模な災害が発生した場合、国の全面的な支援なくして復旧・復興を実現することは困難である。今般の災害において、被災した各中核市においては、災害への緊急対応に多額の費用負担が生じており、国の財政措置における特段の配慮が必要である。そして、国においては災害復旧に要する経費のみならず、このような甚大な被害が発生することがないように、予防保全的な災害対策への財政措置の充実を図るとともに、国を挙げて迅速に国土強靱化に取り組み、国民の安全・安心な生活を保障していくことが何よりも重要である。

中核市五十四市は、人口規模二千七十三万人と我が国人口の六分の一を占めており、地方自治における中核市の存在と責任はより一層高まっている。我々「中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会」は、中核市が核となり、地域の活力を高め、日本経済の活性化、住民福祉の向上などを推進することを目的に、党派を超える国会議員で構成する組織である。

ここに、中核市が地域の拠点都市としての機能を果たすとともに、「災害に強いまちづくり」の実現に向けて全力で取り組むことができるよう国会議員の会の会員二百二名の総意として、以下の事項について積極的な措置が講じられるよう緊急要請するものである。

大規模地震に備えるべく、都市基盤を始めとするあらゆる社会資本の耐震化及び老朽化対策とともに、災害時のライフラインである緊急輸送道路の整備を推進すること

- 一、 「平成三十年七月豪雨」を始めとする近年の水害を検証し、効果的かつ効率的な治水施設の運用と更なるハード対策を推進するとともに、河川管理施設が常にその機能を発揮できるように、河道の掘削や樹木伐開を始め適切に維持管理を実施すること
- 一、 地球温暖化を背景とする昨今の気候変動を踏まえ、川幅の拡幅や築堤・堤防補強などの河川改修やダム事業といった抜本的な治水事業全般を加速するとともに、壊滅的な被害を回避できる高規格堤防の整備を強力に推進すること
- 一、 大規模な土砂流出等による国民生活への深刻な影響を回避、軽減するため、急傾斜地対策事業等の土砂災害対策を推進すること
- 一、 被災者が一日も早く自らの生活を取り戻し、生活再建につながるよう、被災者生活再建支援制度を始めとした各支援制度の迅速かつ幅広い運用や支援の拡充を行うこと
- 一、 右記事業を着実に推進するための十分な予算を確保し、強力に防災・減災対策と被災者支援を推進するとともに、地方自治体の取組に対しても所要の財政措置を講ずること

平成三十年九月二十八日

中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会

世話役	会長	衆議院議員	衛藤	征士郎
	幹事	衆議院議員	加藤	勝信
	幹事	参議院議員	金子	原二郎
	幹事	衆議院議員	古屋	範子
	幹事	参議院議員	西田	実仁
	幹事	衆議院議員	岸本	周平
	幹事	参議院議員	増子	輝彦
	幹事	衆議院議員	逢坂	誠二
	副幹事	参議院議員	谷合	正明
	副幹事	参議院議員	江島	潔
	副幹事	参議院議員	古賀	友二郎

※提言先

内閣府特命担当大臣（防災）

小此木 八郎 殿

国土交通大臣

石井 啓一 殿

## 【資料 9】

### 公立学校施設整備（空調設備）の財政支援の拡充に関する緊急要請

学校施設は児童生徒が学習・生活する場であるのみならず、災害発生時の重要な拠点であるとの認識のもと、各自治体においては、構造体及び非構造部材の耐震対策を優先的に進めてきたところである。また、老朽化した学校施設の長寿命化や、児童生徒が安心して学校生活を送るための教育環境の整備など様々な課題に対応するため、計画的な改修・整備を推進している。

そのような中、今年は記録的な猛暑が続き、教室をはじめ学校施設内の気温も上昇し、各学校の教室内の WBGT（暑さ指数）の数値が危険指数と言われる 31 度を超える学校が多数見受けられるなど、授業をはじめ学校生活を送るにも厳しい状況となり、児童生徒に対する熱中症対策が喫緊の課題となっている。

また、市民や保護者からも、児童生徒の安全を心配し、学校施設への空調設備の設置を願う声が、各自治体に多数寄せられているところであるが、全国の中核市の公立学校においては、未だ普通教室等への空調設備の完全設置には至っていない現状がある。

児童生徒が安全安心に、集中して学習に取り組める環境を整えるためには、空調設備の設置は必要不可欠であり、各自治体では学校施設整備の優先順位の見直しが急務となってきている。

については、児童生徒の安全で安心な教育環境の整備を着実に実施できるよう、国の責任において次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

- 1 学校施設への空調設備の設置に関し、学校施設環境改善交付金を確実に交付するとともに、算定割合の嵩上げや算定方法の見直しを検討すること。
- 2 公立学校施設における良好な教育環境の整備を計画的に進められるよう、必要な財源を着実に確保すること。

平成 30 年 8 月 22 日

中核市市長会

